



福祉 保健福祉課からのお知らせ

問 保健福祉課 社会福祉係
☎476-1111(144)

◆戦没者等のご遺族の皆さま、請求はお済みですか？ ～『戦没者等の遺族に対する第10回特別弔慰金』のご案内～

支給対象者

平成27年4月1日（基準日）において、『恩給法による公務扶助料』や『戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金』などを受ける方（戦没者等の妻や父母等）がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人に支給します。

戦没者等の死亡当時のご遺族で・・・

- 1 平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
- 2 戦没者等の子
- 3 戦没者等の①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹

※戦没者等の死亡当時、生計関係を有していることなどの要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。

- 4 上記1から3以外の戦没者等の三親等内の親族（甥、姪など）

※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

支給内容

額面25万円、5年償還の記名国債

請求期限

平成30年4月2日まで

請求に必要な書類①（役場保健福祉課社会福祉係にあります）

請求書、印鑑等届出書、現況申立書、請求同意書、請求者の戸籍抄本など

請求に必要な書類②（ご自身で準備、持参してください）

- ・マイナンバー通知カードまたは個人番号カード
- ・住所、氏名、生年月日が確認できるもの（免許証・保険証・パスポートなど）



▲マイナンバー通知カード（見本）

請求・問い合わせ窓口

大崎町役場 保健福祉課社会福祉係 ☎099-476-1111（内線144）

環境 混ぜればゴミ、分ければ資源！

問 住民環境課 環境対策係
☎476-1111(127・128)

◆大崎町が環境関連でW受賞！！

12月3日（木）、『平成27年度循環型社会形成推進功労者団体の部』で環境大臣表彰を受賞した町衛生自治会の中村幸一会長と、『フード・アクション・ニッポン・アワード』において最優秀賞を受賞した『ヤッタネ！菜ッタネ！』を販売する株式会社ななくさ農園の宮地光弘社長が町長を表敬訪問されました。

中村会長は「各衛生自治会の皆様の取り組みの積み重ねが今回の受賞につながりました。」と話され、宮地会長は「上質な味が受賞の決め手でした。」と話されました。



▲写真左から中村会長・東町長・宮地社長